

《食品出店者用》

衛生管理・営業許可及び検便について

食品を取扱う店舗で、出店が決定した方には、9月に臨時営業許可申請の案内文書を送付します。

*** 「臨時営業許可申請の提出について」の通知が届いたら ***



- ① 営業許可書をお持ちの方は、下記業種に応じた手続きを大口保健所で行ってください。保健所への申請が終わりましたら、臨時営業申請書の写しを伊佐市役所農政課担い手支援係へ提出してください。

営 業 種 目	取 扱 品 目 例	申請手数料
飲食店営業	うどん、焼きそば、たこ焼き、かき氷、 コップに注いで提供するジュース、たい焼き、 ドーナツ、しんこだんご など ※炊込ごはん、クレープなどは、提供方法によって 取扱いが分かりますので、保健所にご確認ください。	3,000 円
乳類販売業	牛乳、乳飲料の販売	0 円 ※届出必要
食肉販売業	包装された食肉の販売（生食用を除く）	
魚介類販売業	包装された魚介類の販売	

【重要】営業許可制度が令和3年6月1日に見直しがあり、営業許可が必要な業種等が変更になっています。

詳しくは大口保健所に確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

- ② 営業許可証の無い方（その日限りの調理加工品を出品される個人や地域団体など）は、臨時営業許可申請書の写しに加え、直接調理加工を担当される方の検便結果通知書の写しを農政課担い手支援係へ提出してください。

*** 検便検査については次ページをご確認ください ***

検便検査を伊佐市内で行う場合は、下記のとおり検査が行われますので、各自で検査し、結果をご報告ください。

検査容器は伊佐地区食品衛生協会（伊佐市商工会内）（☎0995-22-0224）にあります。

検査機関	九州保健ラボラトリー
検査日	令和7年10月 7日（火） 令和7年10月21日（火）
検査料金	900 円
受付時間	9：00～11：00
検便提出先	伊佐地区食品衛生協会（伊佐市商工会内） （※結果が出るまで1週間ほどかかります）

衛生管理について

※食品を取り扱う出店者は、食品衛生法に基づき、消費者に対し安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒の防止など衛生管理には十分注意してください。

※エプロンや手袋・マスク、消毒液の使用をお願いします。

※調理をする担当と、会計（レジ）を担当する方が同じ場合は、衛生面に特に気を付けてください。